

## 食品安全委員会（第450回会合）議事概要

日 時：平成24年10月22日（月） 14：00～15：21

場 所：食品安全委員会大会議室

出席者：熊谷委員長ほか6名出席

傍聴者：報道16名、役所10名、一般32名

### 議事概要

#### （1）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・ 添加物 1品目  
5-メチルキノキサリン

→厚生労働省及び山添委員から説明。

- ・ 本件については、「食品安全委員会が既に食品健康影響評価の結果を有している評価結果について、食品安全基本法第24条の規定に基づき意見を求められた場合の取扱いについて」の1の（1）の「委員会が、関係各大臣から提出された資料等により新たな科学的知見の存在を確認できないときは、食品安全基本法第11条第1項第2号に該当するものと認められる旨を関係各大臣に通知することができるものとする。」という規定に基づき、その旨を厚生労働大臣に通知することとなった。

#### （2）食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見について

- ・ プリオン「牛海綿状脳症（BSE）対策の見直し」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

- ・ 「リスクの差は、あったとしても非常に小さく、人への健康影響は無視できる。」との審議結果が了承され、評価書（案）を一部修正の上、リスク管理機関（厚生労働省）へ通知することとなった。
- ・ 本件について意見・情報の募集を行ったところ、リスク管理措置に関する意見が多く寄せられたことから、リスク管理機関に伝えることとなった。
- ・ また、本件については、現行の飼料規制等のリスク管理措置を前提としていることから、リスク管理機関に対し、評価対象国におけるこれらの実施状況について、定期的に当委員会へ報告をお願いすることとした。

・ 遺伝子組換え食品等「イミダゾリノン系除草剤耐性ダイズ BPS-CV127-9」に係る食品健康影響評価について

→事務局から説明。

「『遺伝子組換え飼料及び飼料添加物の安全性評価の考え方』に基づき評価した結果、改めて「遺伝子組換え食品（種子植物）の安全性評価基準」に準じて安全性評価を行う必要はなく、当該飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の安全上の問題はないと判断した。」との審議結果が了承され、リスク管理機関（農林水産省）へ通知することとなった。

(3) 食品安全モニター課題報告「食品の安全性に関する意識等について」  
(平成24年7月実施)の結果について

→事務局から報告。

(4) 食品安全関係情報（9月15日～10月4日収集分）について

→事務局から報告。

・ FAOが発表した「魚類・水産製品由来ヒスタミン等のリスクに係るFAO/WHO合同専門会議」報告書（暫定版）の概要を報告。